

林業事業者及び現場で働く皆さんへ

昨年、北海道では12月に発生した間伐作業中のかかり木の激突により、1名の方が亡くなりました。

さらに本年に入って、1月にグラップルの運転者が集材作業中、原木をつかんで旋回させたところ、付近で作業をしていた労働者に激突させた災害や、3月にはチェーンソーによる伐木作業中に立木が裂けて、伐木作業をしていた労働者に激突した災害により、既に2名の方が亡くなられ、4か月間で3件の死亡労働災害が発生するという異常な事態となっています。

これらの作業における死亡災害は、関係法令の遵守及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な作業方法を実行し、日々の危険予知活動等を実施することで防止できるものです。

林業に携わる皆さんは、自身の経験や勘を過信することなく、安全確認を確実に実施し、作業を進めていただくようお願いいたします。

事業者の方は、労働者が生涯の職業生活を健康に送ることができるよう、労働災害防止対策に積極的に取り組んでください。

毎日無事に帰宅して楽しい生活が送れるよう、一人ひとりが常に「安全な作業」を心がけ、災害ゼロの林業現場をつくっていきましょう。

令和5年3月10日

厚生労働省北海道労働局労働基準部安全課長
林野庁北海道森林管理局森林整備部資源活用第一課長
北海道水産林務部林務局林業振興担当課長